

京都市告示第345号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年10月7日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	醍醐水0124号	伏見区醍醐御霊ヶ下町19番地の1地先 同町26番地の24地先	点
2	竹田水0099号	伏見区竹田中川原町40番地地先 同町57番地の8地先	点
3	横大路水0072号	伏見区横大路下三栖東ノ口20番地の1地先 同町19番地の9地先	点
4	横大路水0073号	伏見区横大路下三栖東ノ口19番地の8地先 同町19番地の6地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	醍醐水0073号	伏見区醍醐新町裏町4番地の3地先 同町6番地の1地先	点
2	久我水0156号	伏見区久我西出町2番地の10地先 同上	点
3	久我水0123号	伏見区久我西出町2番地の10地先 同上	点

(一部廃止水路等)

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	深草水0046号	伏見区深草佐野屋敷町4番地の4地先 同町4番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)